

鳥取県告示第740号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設を指定したので、同法第24条の18の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
鳥取県	鳥取市東町一丁目 220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564 - 1	平成24年10月 1日	障害児入所 支援
〃	〃	鳥取県立総合療育 センター	米子市上福原七丁目 13- 3	〃	〃